

工事現場での犯罪にご注意

愛知県建設業協会からの緊急の連絡です！！

最近工事中の現場を狙った犯罪が多発しています
愛知県警察本部から注意をするように緊急の警報が発令されています

マンション現場からの備品・什器類の盗難事件

工事現場事務所からの現金・備品等の盗難事件

工事現場からのトラック等建設機械の盗難事件

会員におかれましては、現場での盗難防止対策を今一度見直していただき、被害の防止に努めてください

平成25年2月5日

社団法人愛知県建設業協会 各位

愛知県警察本部生活安全部長

緊急通報連絡 No. 3

(マンション建設現場における「便器・水栓（蛇口）」盗難の連続発生と防犯対策の強化)

1月25日（金）から1月30日（水）にかけて、一宮市内のマンション建築現場において取り付け前の「便器・水栓（蛇口）」がまとめて被害に遭う盗難が連続して発生しました。

現在のところ、他の地域での発生は認められませんが、事件の特殊性から、今後も同一犯人または模倣犯による連続犯行はもちろん、愛知県内全域での発生も十分に予想されるところであります。

貴協会の組合員が被害に遭うことのないよう、下記事項を参考に事件の未然防止に配慮するよう注意をお願いします。

記

被害の概要等

- 発生日時 平成25年1月25日（金）から同年1月30日（水）までの間
- 発生場所 愛知県一宮市内のマンション建築現場
- 被害品 各部屋に取付け予定の便器一式、水栓（蛇口）

防犯上のポイント

- ◎ 建設中であっても必ず出入口には施錠設備を設ける。
- ◎ 外柵や足場を利用してのマンション内への侵入を不可能にする。
- ◎ 工事車両駐車場や建物内部には防犯カメラ・センサーライトを設置する。
- ◎ 関係者による警戒や、警備員による巡回警備を実施する。
- ◎ 平素から、建築現場周辺の住民と良好な関係を築き、夜間に不審者（車両）を認めた場合には、警察への通報を要請しておく。
- ◎ 万一被害に遭った場合のために、あらかじめ型式、記載されている場合には製造番号を記録しておく。
- ◎ 第三者により、便器、水栓（蛇口）が持ち込まれ、購入を求められた場合には警察に通報する。

平成 25 年 1 月 25 日

一般社団法人愛知県建設業協会殿

愛知県警察本部生活安全部長

緊急通報連絡 No.2

(連続発生する事務所荒し等事件の未然防止対策の強化)

1月22日以降、深夜から未明にかけて、尾張・西三河地区の会社や工場の事務所等を狙い、同一と思料される被疑者等による盗難被害が一晩で連続して発生しています。今後、同地域を中心とした被害が更に拡大する恐れがあることから、警察では、犯人逮捕に向けた捜査活動を継続するとともに、制服警察官による街頭活動を強化しておりますが、貴組合（協会）におかれましても下記の「防犯対策の推進事項」を傘下に周知していただき、同種被害の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

記

被害の実態

- 犯行時間 深夜から未明にかけて
- 侵入口 事務所出入口、窓
- 侵入手段 出入口ドアや窓のガラスをボール等で割って侵入。
- 物色対象 事務所内の現金や現金在中の金庫を盗む。

防犯対策の推進事項

- 現金管理の徹底
 - ・ 事務所内で金庫に至る各扉の施錠は確実に行う。
 - ・ 退社時には金庫内の現金を回収し、事務所内に現金を保管しない。
また、「現金回収済み」の防犯ステッカー等を活用し金庫を開放するなどして、現金が在中していない旨を告知する。
 - ・ やむを得ず現金を金庫で保管する場合は、設置場所の秘匿性を高め、容易に見られない対策を講じるとともに、防犯性能に優れた防犯金庫を活用する。
- 事務所出入口、窓等の対策
 - ・ 警報ベル付防犯センサー等の警報装置を設置し、侵入者を威嚇する対策を講じる。
 - ・ ガラス、扉、錠、シャッター、面格子等には、可能な限り防犯性の高い建物部品（CP 建物部品）を活用し、外部からの破壊に強い対策を講じる。
- 防犯カメラの設置
 - ・ 駐車場、事務所出入口、金庫室等に、夜間でも撮影可能な防犯カメラを設置する。
- 機械警備の導入
 - ・ 可能な限り、警備会社に機械警備業務を委託する。

平成25年1月17日

一般社団法人愛知県建設業協会 会員各位

愛知県警察本部生活安全部長

緊急通報連絡 No.1 トラック盗難に対する未然防止対策の強化

平成24年中の愛知県内における自動車盗は3,186件と、前年対比-1,840件（-36.6%）となっておりますが、依然としてランドクルーザー、クラウン、プリウス等の同一車種の盗難被害が多発している状況にあります。

特に本年に入ってから被害が急増している自動車は、物流や工事現場等で使用されるトラック（日野、三菱、スズキ、いすゞ、マツダ等の各メーカーでユニック付きを含む）であり、これら車両の多くが、夜間に無人となった運送・建設関係会社の駐車場や鉄工所その他の会社・事務所の敷地内駐車場から被害に遭っているもので、中には、事務所内に侵入され適合キーを探し出し車両を窃取されたり、バンパー内側等にキーを隠し置いておき被害に遭うケースも発生しております。

各警察署では、これら企業等に対する立寄警戒等を強化しておりますが、貴協会（協議会）におかれましても、傘下会員に対して、被害の実態及び防犯上の指導事項を伝達していただくとともに、各会員においても個々の会社・事務所等へ確実に周知を図っていただき、実施可能な防犯対策による被害の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

防犯上の指導事項

1 出入口に対する強化

業務終了時の会社、事務所、工事現場等の出入口には、強固で複数のカギを取り付けた門扉を設けるなど、容易に侵入できないようにする。

2 自動車の鍵の確実な保管

作業終了時には、自動車のキーを施錠のできる強固な金庫、ロッカー等に確実に保管する。

3 防犯カメラ、照明等の設置促進

会社、事務所、工事現場等には、不正侵入を感知する機械警備契約、防犯カメラ・照明の設置等を促進し、不審者侵入を防止する措置を執る。

4 近所住民との良好な関係の醸成

平素から、会社、事務所、工事現場等の付近住民と良好な関係を築いておき、夜間に不審者（車）を認めた場合、不審者侵入に対する警報機が作動するなどした場合には、警察への通報を要請しておく。